

令和6年能登半島地震による被災者の方へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内 ～ 一時的な生活費をお貸しします ～

1. 貸付内容

- 貸付対象 令和6年能登半島地震により被災し、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用となった地域及び都道府県知事が設定した地域に住民票があり、長崎県へ避難した者のうち、今後、避難先に当分の間（1か月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる世帯
※[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://www.bousai.go.jp/)
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき1回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は一世帯につき1回限り20万円以内。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 送金日が属する月の翌月から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

2. 貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

3. 貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票等）
- 避難先の所在地が確認できるもの（公営住宅等入居申込書など）
- 預金通帳又はキャッシュカード

4. 償還（返済）方法

- 口座振替での分割又は一括償還

相談・受付窓口は避難先の市町社会福祉協議会（下記）です。まずはお電話ください。

◆長崎県内の市町社会福祉協議会 午前10時～16時（土曜、日曜、祝日は除く）

長崎県内 市町村社会福祉協議会一覧（支所等がある場合はそちらをご案内する場合があります）

社協名	所在地	TEL
長崎市	〒850-0056 長崎市恵美須町4番5号 NBC3rdビル3階	095-801-0057
佐世保市	〒857-0028 佐世保市八幡町6番1号 佐世保福祉会館内	0956-23-3174
島原市	〒855-0812 島原市霊南一丁目17番地 島原市福祉センター内	0957-63-3855
諫早市	〒854-0045 諫早市新道町948番地 諫早市社会福祉会館内	0957-24-5100
大村市	〒856-0825 大村市本町458-2 中心市街地複合ビル3階	0957-53-1351
平戸市	〒859-5121 平戸市岩の上町1466番地 平戸市社会福祉センター内	0950-22-2180
松浦市	〒859-4502 松浦市志佐町里免347番地4 松浦市市民福祉総合プラザ内	0956-72-0788
対馬市	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位94番地5	0920-58-1432
壱岐市	〒811-5316 壱岐市芦辺町諸吉大石触179-2	0920-45-0048
五島市	〒853-0064 五島市三尾野1丁目7番1号 五島市福江総合福祉保健センター内	0959-74-5511
西海市	〒851-3506 西海市西海町黒口郷1477番地1 西海市西海総合福祉センター内	0959-29-4081
雲仙市	〒854-0405 雲仙市千々石町戊762番地	0957-37-2855
南島原市	〒859-2121 南島原市有家町石田8番地46	0957-65-2888
長与町	〒851-2128 西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1 長与町老人福祉センター内	095-883-7760
時津町	〒851-2106 西彼杵郡時津町左底郷367番地 時津町総合福祉センター内	095-882-0777
東彼杵町	〒859-3807 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地4 東彼杵町総合会館福祉センター内	0957-46-0619
川棚町	〒859-3615 東彼杵郡川棚町下組郷338-57 川棚町いきがいセンター内	0956-82-2121
波佐見町	〒859-3725 東彼杵郡波佐見町長野郷173-2 農村環境改善センター内	0956-85-2240
小値賀町	〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2367番地 小値賀町地域福祉センター内	0959-56-4193
佐々町	〒857-0312 北松浦郡佐々町市場免23番地1 佐々町福祉センター内	0956-63-5900
新上五島町	〒857-4404 南松浦郡新上五島町青方郷1379番地1	0959-52-2208

実施主体：社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

連絡先：〒852-8555 長崎市茂里町3番24号

TEL：095-846-8639